

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月30日

水俣市長 高岡 利治

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R4-1号	湯出柏ノ木 471-1	48林班 25小班	山林	0.1152	10年 (2033.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R4-2号	湯出柏ノ木 473-1	48林班 26小班	山林	0.0240	10年 (2033.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R4-3号	湯出柏ノ木 474-2	48林班 35小班1～7、 10	山林	1.9262	10年 (2033.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	湯出柏ノ木 488	48林班 24小班1～2	山林	0.3134		
	湯出柏ノ木 491	48林班 42小班1～3	山林	0.7393		
	湯出押添 509-3	48林班 58小班1～4、 6～12	山林	7.4526		
集R4-4号	湯出押添 508	48林班 83小班1～5	山林	5.4610	10年 (2033.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R4-5号	湯出堂面 518	48林班 140小班1～4	山林	3.7186	10年 (2033.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。

2 縦覧場所 水俣市農林水産課、水俣市のホームページ（リンク）

3 本公告により、水俣市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上